

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300348号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300031号

第1 結論

平成7年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、親の勧めにより、大学生であった期間に国民年金の加入手続を行い、仕送りの中から国民年金保険料を納付してきた。学生だった期間の国民年金保険料の納付が遅れてまとめて納付したこともあったかもしれないが、届いた納付書はすべて使い未納がないように納付していた。なお、請求期間の国民年金保険料については、月1万円と少しの保険料額を銀行の窓口で納付したと思う。調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生であった期間に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したこともあったと思うが、未納がないように納付していた旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月18日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、請求者は、国民年金加入期間について、請求期間を除き国民年金保険料は全て納付している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を銀行の窓口で就職後に納付したように思う旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の平成7年5月19日に請求期間直前の平成6年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるほか、請求者が主張する請求期間の国民年金保険料の金額は、当該期間の保険料額(1万1,100円)と概ね一致している。

さらに、請求者は、請求期間直後の平成7年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、請求者に係る国民年金被保険者名簿には、同年4月24日に国民年金被保険者資格喪失の届出を行ったことが推認できる記載があり、請求者は、国民年金の資格喪失手続を適切に行っていると認められる。

以上のことを踏まえると、請求者が、3か月と短期間である請求期間の国民年金保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300336号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300030号

第1 結論

昭和52年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月から昭和61年3月まで

私は、一般企業を退職した後、昭和52年10月から家業の専従者となり、家業において父親の部下であった経理担当者(以下「経理担当者」という。)が、私の国民年金の加入手続きを行い、父親の原資により、毎月定期的に郵便局又は最寄りの金融機関において、次姉及び三姉の国民年金保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。その経理担当者が亡くなった昭和59年*月以降は、次姉が経理担当業務を引き継ぎ、経理担当者が行っていた納付方法を踏襲し、私たちの国民年金保険料を納付してくれていた。しかしながら、次姉及び三姉の国民年金の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の納付記録は未納となっているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、一般企業を退職した後、経理担当者が国民年金の加入手続きを行い、請求者の次姉及び三姉の分と一緒に自身の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、その経理担当者は既に亡くなっているとしており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況は不明である。

また、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る被保険者資格の取得日を昭和50年*月*日とする入力処理が昭和61年4月28日に行われていることが確認できることから、昭和61年4月頃に初めて請求者の国民年金の加入手続きが行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続き時期と一致しない。

さらに、経理担当者が亡くなった後、請求者の国民年金保険料の納付を引き継いだとする請求者の次姉は、送付された納付書に基づき毎月定期的に国民年金保険料を納付しており、遡ってまとめて納付したことはないと思う旨陳述しているところ、前述の推認される加入手続き時点

まで、請求者は国民年金に未加入であり、この間、納付書は発行されず、請求期間当時に国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市は、保存期間経過のため資料はない旨回答しており、請求者の請求期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付については確認できない。

また、請求期間当時に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、請求期間前から現在まで同一市内に居住している請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、A市を管轄していたB社会保険事務所（当時）が昭和52年10月から昭和53年3月までの期間に同市に払い出した国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。